

#### 第1条（名称）

本会はレイチェル・カーソン日本協会関東フォーラム（略称 関東フォーラム）と称する。

#### 第2条（目的）

レイチェル・カーソンの思いと活動について学ぶことにより、人間を含めたすべての生きものたちにとって、かけがえのない自然を大切にすることを養い、地球環境の保全に貢献する。

#### 第3条（会員）

本会の会員は第2条の会の目的に賛同する個人及び団体とする。

#### 第4条（役職）

本会に下記の役職を置く。

- ・顧問 若干名
- ・代表 1名
- ・運営委員 若干名

代表、運営委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

#### 第5条（運営）

1. 本会は、総会を年1回開催する。
2. 本会は総会において、第4条に定めた代表及び運営委員を選出し、運営委員会を構成する。
3. 運営委員会は下記の業務を行う。
  - （ア） 総務（運営委員会の運営、会員名簿管理、年間行事の企画運営委など）
  - （イ） 会計及び会計監査
  - （ウ） 広報（会報の発行、ホームページ管理）
  - （エ） そのほか、運営委員会がみとめたもの

#### 4. 事業年度

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

#### 第6条（活動）

本会は関東地域を中心に、以下の諸活動を行う。

- ・自然を語る会、自然観察会、講演会など
- ・その他会の目的にふさわしい事業

#### 第7条（会費）

本会の会員は、以下の金額の年会費を負担するものとする。

- 正会員 2,000円
- 団体会員 5,000円
- 学生会員 無料

#### 第8条（その他）

この会則に定めがないものについては、代表が運営委員会に諮って決定する。

この会則は2022年4月16日から施行する